

岩手大学中国医学研修生規則

平成16年4月1日 制定
令和元年12月12日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、中国医学研修生（以下「医学研修生」という。）を岩手大学（以下「本学」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 医学研修生とは、中国の保健医療に従事する人材の育成のため、公益財団法人日中医学協会（以下「協会」という。）が中国から招致する研修生で、本学農学部において研修する者をいう。

(受入れ許可)

第3条 学長は、協会の理事長から医学研修生としての受入れ申請があったときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者について、農学部長の同意を得て、これを許可する。

(受入れ時期及び研修期間)

第4条 研修生の受入れ時期は、4月又は10月とする。

2 研修期間は、1年とする。ただし、受入れを許可された日の属する会計年度を超える場合、次年度において更に受入れを許可するものとする。

(研修方法)

第5条 学長は、医学研修生の研修内容を考慮してその指導教員等を定め指導を行うよう措置するものとする。

(研修料及び配分予算額)

第6条 医学研修生の研修料及び配分予算額（消費税は別途徴収及び配分額に加算する。なお、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

研修期間区分	研修料	配分予算額
12ヶ月	491,430円	409,530円
6ヶ月	245,720円	204,770円

2 研修料は、協会が納付するものとする。

3 既納の研修料は、返還しない。

4 所定の期間内に研修料を納付しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

5 研修料と配分予算額との差額は、研修遂行に必要な管理等の間接的な経費に充てる。

(証明書の交付)

第7条 学長は、医学研修生がその研修事項について証明を願い出たときは、研修証明書を交付するものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第8条 医学研修生の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人岩手大学職務発明規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、医学研修生の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条第1項に規定する研修料の額は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月12日から施行し、令和元年10月1日から適用する。